

報 告 書

令和7年12月15日

高槻市立○○○小学校

目次

1 対象児童	P 1
2 関係児童	P 1
3 対象児童の欠席日数	P 1
4 調査の概要	P 1
5 調査対象となった事実について	P 2
6 本事案における学校の対応の課題点について	P 4
7 再発防止に向けた学校の取組について	P 5
8 A の登校復帰に向けた支援について	P 7

(調査の目的)

本調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校の設置者及び学校が、不登校に至った事実関係を整理することで、いじめにより不登校に至った疑いがある児童生徒が欠席を余儀なくされている状況を解消し、対象児童生徒の学校復帰の支援につなげることと、今後の再発防止に活かすことを目的とする。

1 対象児童 高槻市立○○○小学校 ○年○組 ○○ (以下、A)

2 関係児童 高槻市立○○○小学校 ○年○組 ○○ (以下、B)
高槻市立○○○小学校 ○年○組 ○○ (以下、C)

3 対象児童の欠席日数 (令和7年4月1日～令和7年11月30日現在)

○○○○ ○○○○○○ ○○○○○○ ○○○○○○○

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	合計
○○	2	1	2	2	4	19	22	12	64

4 調査の概要

(調査期間) 令和7年10月14日(火)～令和7年12月15日(月)

(調査主体) 高槻市立○○○小学校いじめ不登校対策委員会

また、必要に応じて、高槻市教育委員会の学校問題解決チームから指導助言を受けるとともに、いじめ不登校対策委員会が収集した情報の分析等を外部の専門家(弁護士、臨床心理士、警察官OB)に依頼する。

(構成) 校長、教頭、首席、生徒指導担当教員、特別支援教育コーディネーター、当該学年主任、当該学級担任、養護教諭

(調査方法) • 高槻市立○○○小学校いじめ不登校対策委員会が、これまで作成した経緯等の確認
• 児童に実施した生活アンケートや聞き取り用紙等の確認
• 関係教職員への聞き取り

5 調査対象となった事実について

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」（「いじめ防止対策推進法」第2条）

この定義を踏まえ、以下に示すAに対するB、Cの行為について、Aが心身の苦痛を感じていることから、いじめと認定する。また、これらのいじめをきっかけとして、当該児童が令和7年7月18日（金）から欠席し、10月7日（火）には欠席日数が30日に至った。

高槻市教育委員会は、いじめをきっかけとし、当該児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められることから、いじめ防止対策推進法第28条第1項第2号の「重大事態」に該当すると判断し、学校が主体となって調査を行うこととなつた。

【いじめにあたると判断した事実】

① 令和7年7月17日(木)、授業終了後の「帰りの会」の時にAが自分の道具箱の中から「○○」と書かれた紙片を見つけた。紙片が図工の授業期間中に使用された用紙であることが判明したため、放課後、教職員が教室にある図作品を確認したところ、Bの作品に使われている用紙の切れ端と切り口がぴったりと重なった。翌日Bに確認するとBは自分の行為であることを認めた。

→ B の行為は A に対して心理的な影響を与えたものであり、A が心身の苦痛を感じていることからいじめと認定する。

② ①の事案が生起したことから、A の保護者が A から話を聞き取ったところ、A の所持品（消しゴムや理科の授業で使用する電池、図書館で借りた本など）の紛失が続いていることがわかったため、翌朝の 7 月 18 日（金）に、その件についても調べてほしいとの訴えがあった。

→ B 及び C の行為は A に対して心理的、物理的な影響を与えたものであり、A が心身の苦痛を感じていることからいじめと認定する。

【いじめの疑いとして調査した事案について】

9月12日（金）に、保護者から〇〇〇〇担任に対して理科の教科書の数枚のページが貼りついているとの訴えがあった。

9月16日（火）に当該の教科書を複数の教職員で確認すると、小口の部分に水糊のようなものがついていて、複数ページが一部分貼りついているという状況だった。

翌日、BとCに対してそれぞれ個別に聞き取りを行ったが、二人とも身に覚えがないとのことだった。また、クラス全体にも聞き取りを行ったところ、一人の児童から、理科の教科書を担任が集めていたという情報が得られ、一定期間、教室の担任の机に理科の教科書を重ねて置いていたことが確認できたが、その中にAの教科書があったかどうかはわからなかった。また、水糊を使用していた児童は一人もおらず、他に有力な情報もなかったため、意図的な行為によるものかは判明できなかった。

6 本事案における学校の対応の課題点について

（1）教職員の連携によるいじめの早期発見に向けた取組について

【いじめにあたると判断した事実】②についても、繰り返し行われているにもかかわらず、B と C はどちらかといえば、A に対して近く親しい関係にあったため、担任は事案を予見することができなかった。

（2）事案の解決に向けた取組について

本来、加害児童が被害児童に反省や謝罪の気持ちを伝えることは、被害児童の安心につながり、また、被害児童、加害児童、双方にとって、課題を乗り越え、より良い人間関係を形成する力を育むことにつながる。今後、引き続き、Aの心情に配慮しながら、Aが安心して過ごせる関係づくりを支援するとともに、Aを含め、全ての児童が互いの違いを認め合い、共に成長することができる学級づくりに継続して取り組む必要がある。

7 再発防止に向けた学校の取組について

（1）教職員の連携によるいじめの早期発見に向けた取組について

- ① 事案が生起した背景や集団の課題を分析し、人間関係づくりやいじめ防止教育を道徳科や特別活動の時間を含めた学校教育活動全体の中で継続的に実施し、発達段階に即した人間関係の形成に向けた集団への指導、個別の指導、支援の充実を図る。
- ② いじめの防止や問題解決において、教職員が、いじめ行為について共通認識を持ち、学校のいじめの基本方針について、生徒指導担当者等を中心に研修を行う。加えて、教職員自らの行為についても、児童に影響を与えることを踏まえ、教職員一人一人の人権意識を高める人権研修を計画的に行っていく。

（2）事案の解決に向けた取組について

- ① いじめ（疑いを含む。）事案が生起した際は、事実の固定が難しい事案であっても、関係児童やその保護者に対して積極的に学校の指導の方針などを丁寧に伝え、理解を得る。
- ② いじめの被害を受けた児童に対しては安心できる言葉がけを行い、教職員が解決に向けて全力で取り組むことを示し、児童の不安の軽減を図る。
- ③ 加害児童に対しては、被害児童に与えた影響など、加害行為の重大性を認識させるとともに、同様の行為を繰り返さないよう内省を促し、感情コントロールや対人スキル習得を支援するとともに、自身の行為が及ぼし得る影響を予測し、適切に判断することができる力を涵養する。また、保護者と連携して家庭での取組を促し、継続的な指導を行うとともに、必要に応じて専門家や関係機関等と連携した支援を行う。
- ④ 学校における教育的な指導を円滑に進めるためには、教職員と保護者との良好な協力関係を築くことが不可欠であることから、日頃から、学校だよりや学年だより等を通じて、生徒指導方針（いじめ防止基本方針を含む。）や目標、児童の実態に関する共通理解を積極的に図り、学校と家庭が連携・協働した児童の指導・支援体制を構築する。

（3）被害児童の不安軽減と保護者との連携による支援について

- ① 事案が生起した際には、被害児童・保護者に対して、事案や学校の方針について速やかに説明を行うとともに、被害児童・保護者の不安についても丁寧に把握する。
- ② 被害児童・保護者への面談を継続して行い、心のケアに努める。再登校に向けては、被害児童の心理的な不安を可能な限り軽減できるよう、時間や場所等も十分に考慮し、本人・保護者の意向も確認しながら継続した支援を行う。
- ③ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家とも連携し、

多面的・多角的なアセスメントを行い、被害児童の心のケアや支援につなげる。

- ④ 児童の適性や性格を把握し、個々の児童への適切な支援を行う。とりわけ、集団生活への適応に時間がかかる児童に対しては、より注意深く観察するとともに、児童に寄り添った声かけを行う。また、特別支援教育コーディネーター等と連携し、児童の特性に応じた支援を、校内委員会を活用するなど組織で検討する。
- ⑤ 学校において、児童の状況を次年度の担当教職員等と共有する際には、表出する問題行動だけでなく、心理面、学習面、社会面、健康面、家庭面など、多角的な児童理解が進むよう、学習指導や生徒指導等において個々の児童に応じた指導方法や具体的な手立て等を、児童のエピソードを踏まえた記録として共有できる仕組みを構築する。

8 A の登校復帰に向けた支援について

具体的には、Aの意向を丁寧に把握しながら、放課後等に保護者と一緒に登校し、教職員との交流を持ち、学校に対する不安感を減らす。次に、子どもたちがいる時間帯に登校し、別室で過ごすことができるようとする。さらに、○○○○での学習ができるようとする等、Aが少しずつ安心感を持てるように、保護者と連携して登校への促しをすすめていくことが考えられる。

また、Aに対する個別の支援と並行して、Aが、今後学年が上がっても、安心して教室で過ごすことができるよう、児童が多様性を尊重し、互いを理解しようとする機会を日常的につくるとともに、Aの気持ちに寄り添いながら、学級内の児童に対してAの適性や性格の理解を促すなどの取組を学年で検討していく必要がある。